

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月23日 17時30分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{いまばり} 今治市今治港 今治港蔵敷防波堤灯台から真方位287°850m付近 (概位 北緯34°04.0′ 東経133°00.7′)
事故の概要	プレジャーボートサーフライダーⅡは、西進中、消波ブロックに乗り揚げた。 サーフライダーⅡは、船長及び同乗者2人が負傷し、船体外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月19日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 プレジャーボート サーフライダーⅡ、3.8トン 281-41191愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 3人（船長及び同乗者2人）
損傷	船体外板に擦過傷を伴う凹損、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	本船は、漂泊して釣りや遊泳を行った後、約20km/hの対地速力で燧灘 ^{ひうち} を帰航中、操舵室の椅子に腰を掛けて手動で操舵していた船長が居眠りに陥った。 船長は、遊泳して疲れていたため眠気を催したのではないかと、本事故時に思った。
分析	本船は、船長が、遊泳などで疲労した状態で椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったことから、今治港内の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、遊泳などで疲労した状態で椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったため、本船が今治港内の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・椅子に腰を掛けて操船する場合、眠気を催すことがあるので、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航を防止すること。